

# 令和8年度税制改正について（県税関係）

## 1. 個人住民税

### 個人住民税の控除等〔令和10年1月1日施行等〕

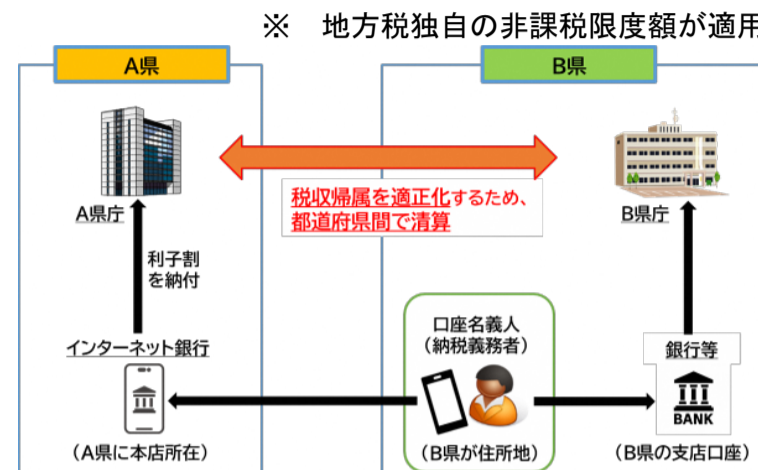
- 給与所得控除の最低保障額を74万円（現行:65万円）に引き上げる。  
※ 令和9年度分の個人住民税から適用（引上げ額9万円のうち、5万円は2年間の時限措置）
- ひとり親控除の控除額を33万円（現行:30万円）に引き上げる。  
※ 令和10年度分の個人住民税から適用

### <非課税ライン(单身者の場合)>

	改正前	改正後
基本額等	45万円（変更なし）	45万円
給与所得控除	65万円	74万円
計	110万円	119万円

### 道府県民税利子割に係る清算制度の導入〔令和8年4月1日施行〕

- インターネット銀行等の利用拡大を踏まえ、金融機関が口座所在地の都道府県に税を納入する現行の仕組みは維持しつつ、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算制度を導入  
※ 1 利子割税収（清算後）の6割は都道府県が市区町村に交付  
※ 2 令和8年度分の利子割から適用



### ふるさと納税制度の見直し〔令和8年4月1日施行等〕

- 特例控除額について、193万円（給与収入1億円相当）（※1）を上限として新たに設定  
※ 1 438万円を寄附した場合の特例控除額。寄附額に上限はない。（特例控除額の上限を超えた場合であっても、基本分の控除の適用あり）  
※ 2 令和9年寄附分から適用
- 寄附金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合を60%以上と設定（※3）するとともに、用途を公表  
※ 3 令和8年指定から段階的に適用  
(R8: 52.5%、R9: 55%、R10: 57.5%、R11: 60%)
- 指定取消期間を3年以内（現行: 2年）とするとともに、最大5年前（現行: 最大2年前）の違反事案について取消対象とする

## 2. 自動車関係諸税〔令和8年4月1日施行〕

### 環境性能割の廃止

- 米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和7年度末をもって環境性能割を廃止
- 地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当 ※令和7年度税収（地財ベース）: 1,889億円（うち都道府県分: 890億円、市町村分: 999億円）

### 軽油引取税等の当分の間税率の廃止

- 軽油引取税の当分の間税率を令和8年4月1日に廃止
- 暫定税率の廃止に係る安定財源確保（約5,000億円）が完成するまでの間、地方の財政運営に支障が生じないように、地方財政措置において適切に対応

## 3. 主な税負担軽減措置〔令和8年4月1日施行〕

- 大胆な設備投資の促進に向けた税制（法人住民税・法人事業税）  
法人税において大胆な設備投資の促進に向けた税制が創設されることに伴い、法人住民税・法人事業税において法人税に準ずる措置を講ずる。
- 重点医師偏在対策支援区域で承継・開業する診療所に係る特例措置の創設（不動産取得税）  
重点医師偏在対策支援区域のうち一定の区域において、国の補助を受けて承継・開業する診療所の用に供する不動産について、課税標準を価格の1/2とする特例措置を創設

## 4. その他〔令和8年4月1日施行〕

### 物価上昇に合わせた公的制度の基準額・閾値の点検の結果を踏まえた見直し

- 物価指数等の上昇を踏まえ、不動産取得税の免税点を引き上げる。